

### 市の職員等を募集します

#### ◇平成27年6月1日付採用 市職員(薬剤師)

職 種	薬剤師
募集人数	1人
受験資格	薬剤師免許(見込み可)を有し、昭和54年4月2日以降に生まれた方

<申込み> 3月9日(月)～30日(月)  
 <試験日> 4月19日(日)(教養試験・作文試験)  
 \*詳しくは募集要項(人事課、市役所総合受付、北部・南部出張所、パスポートセンター、各地区センター、保健センター、産業雇用支援センターで配布しているほか、市ホームページから印刷できます)をご覧ください

問人事課(本庁舎2階) ☎963-9132

#### ◇越谷市交通指導員

対 象	市内在住で交通法令および交通問題に理解と関心が高く、健康で指導力があり、矯正視力を含み両眼で0.5以上の20～59歳(平成27年4月1日現在)の方若干名
勤務内容	登校時における安全確保のための立哨(午前7時30分前後の1時間程度)、小学校や幼稚園等における交通安全教育、交通指導、市の行事等における交通整理など。1カ月を通じて標準50時間
賃 金	月額61,400円
応募方法	3月13日(金)、午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)までに写真を貼った市販の履歴書をお持ちのうえ直接くらし安心課へ。面接を3月18日(水)に実施

問くらし安心課(中央市民会館4階) ☎963-9185

#### ◇学童保育指導員(臨時職員)登録

対 象	20歳以上の方。期間中、兼職はできません
勤務地	学童保育室
勤務内容	小学生の保育
勤務日時	月曜～金曜日、午後1時～7時(月2回程度土曜日勤務あり。学校休業日は午前8時～午後7時の内6時間の交替勤務)
賃 金	時給1,030円
登録方法	市販の履歴書(免許・資格等をお持ちの方はその写し)をお持ちのうえ直接青少年課へ

問青少年課(第二庁舎2階) ☎963-9158

### 市立病院の職員を募集します

#### ◇市立病院職員(育児休業代替看護師)募集

対 象	看護師免許取得者で、二交代または三交代勤務が可能な方20人程度
選考方法	作文・面接試験 (随時実施)
応募方法	随時受付します。市販の履歴書、看護師免許証の写し、最終学校の卒業証明書および成績証明書を特定記録または簡易書留で郵送または市立病院庶務課へ持参(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分～午後5時)

\*雇用期間は3年程度ですが、その間に正規職員の採用試験を受験し、合格することで正規職員になることができます  
 \*院内保育室を開設しています  
 \*このほか、臨時職員(看護師)の募集も随時行っています

問市立病院庶務課(☎343-8577東越谷10-47-1) ☎965-4562

#### 学校評議員募集

〈内 容〉	教育活動や子どもたちの健全育成等について、校長の求めに応じご意見をいただきます。活動場所は市内の公立小・中学校
〈対 象〉	次のすべてに該当する方(各校1人)。①教育に関する理解と見識を持つ20歳以上の方。②当該学校の通学区域または通学区域に属する公民館区内にお住まいの方(当該学校の職員は除く)
〈任 期〉	委嘱日～平成28年3月末日
〈応募方法〉	指導課(第二庁舎4階)または各小・中学校で配布する公募要項をご覧のうえ、4月3日(金)～14日(火)(土曜・日曜日を除く)に応募用紙と作文(800字以内)を各小・中学校の校長へ提出。公募要項等は市ホームページから印刷可
〈問 合 せ〉	指導課 ☎963-9292

## 税・国保のお知らせ

### ◆市・県民税の申告は3月16日(月)まで

必要書類など、詳しくは市民税課にお問い合わせください。税務署に所得税の確定申告をした方は不要です。

■3月16日(月)まで(土曜・日曜日を除く)の午前9時～午後4時 国市役所第二庁舎5階会議室B・C

\*申告等の内容に基づき、27年度市・県民税の課税(非課税)証明書などの交付は、6月中旬以降になります

■国市民税課 ☎963-9144

◆休日納税窓口を開きます  
 3月1日(日)・15日(日)・4月5日(日)、午前9時～午後3時 国収納課・国民健康保険課(本庁

舎1階。国民健康保険課は3月23日(月)からは第二庁舎1階)

■国市民税課 ☎963-9142、国民健康保険課 ☎963-9143

### ◆納税通知書をお送りします

いずれも新たにお送りする納付書でお納めください。

▽市・県民税：平成26年度の年税額に変更のあった方や新たに課税された方、退職等により納付方法が変更された方に通知書と納付書を3月10日(火)に発送します 国市民税課 ☎963-9144・9145

▽国民健康保険税：平成26年度の年税額に変更のあった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を3月16日(月)に発送します 国

6 国民健康保険課 ☎963-9144

### ◆原付バイクや軽自動車などの変更手続きについて

原付バイクなどの軽自動車税は、毎年4月1日の所有者に課税されます。盗難・譲渡・廃棄などの理由で所有しなくなった

原付バイクなどは、速やかに廃車または登録内容の変更手続きをしてください。  
 4輪の軽自動車や125ccを超える2輪車を県外で廃車、名義変更した場合は、手続き書類や変更後の車検証の写しなど変更内容の分かるものを左記へ郵送してください。

■国市民税課 ☎963-9145

◆国民健康保険税の仮徴収額変更通知書をお送りします  
 2月17日(火)に発送された仮徴収額決定通知書を受け取った方

のうち、平成27年度の国民健康保険税の徴収方法が変更となつた方に仮徴収額変更通知書を3月16日(月)に発送します。該当の方は6月から口座振替または納付書での支払いとなります。 国民健康保険課 ☎963-9146

のうちに、平成27年度の国民健康

### ◆国民健康保険納付方法選択の案内をお送りします

平成27年度の国民健康保険税を6月以降、新たに年金からの特別徴収で納付いただく予定の方に、納付方法選択についての案内を3月16日(月)に発送します。特別徴収を口座振替に変更する場合は、3月31日(火)までに国民健康保険課または北部・南部出張所で申請してください。期日を過ぎた場合は、特別徴収の停止時期が8月以降となります。納付書での納付には変更できま

せん。  
 〈申請に必要なもの〉  
 ①国民健康保険被保険者証 ②印鑑 ③振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替を申し込む方のみ)  
 国民健康保険課 ☎963-9146

◆市税の納付は口座振替が便利です  
 口座振替できる市税は、市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です(納期が過ぎた市税は取り扱えません)

■国市民税課 ☎963-9145

◆国民健康保険税の仮徴収額変更通知書をお送りします  
 2月17日(火)に発送された仮徴収額決定通知書を受け取った方

付されている「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押し提出してください。手続きを完了した月の翌月の納期限分から変更となります。 国収納課 ☎963-9141、国民健康保険課 ☎963-9143

### ◆彩の国口座振替お申込みキャンペーン実施中

県内金融機関、市町村および県が共同して「彩の国口座振替お申込みキャンペーン」を3月31日(火)まで実施しています。キャンペーン期間中に参加機関の窓口でキャンペーン対象の口座振替をお申込みいただくと、抽選で埼玉グッズをプレゼントします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

市税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況です。税負担の公平性および税収入を確保するため、徴収対策を強化しています。納期内納税、早期納付にご協力をお願いします。 国収納課 ☎963-9142

◆国民健康保険税の  
 第10期納期限は3月31日(火)です

◆国民健康保険税の  
 第10期納期限は3月31日(火)です

◆国民健康保険税の  
 第10期納期限は3月31日(火)です